

令和4年2月1日

保護者の皆様

岡山県立岡山朝日高等学校  
校長 竹田 義宣

### 1月27日以降の教育活動について

平素より本校教育活動にご理解・ご協力を賜りお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきまして、1月27日から本県において「まん延防止等重点措置」が適用され、県立学校の行動基準については「レベル2」が維持されますが、学校でクラスターが頻発し、感染が急速に拡大しており、オミクロン株の特性に対応するため、レベル3相当の対応をとることになりました。

こうした状況から、次のように1月27日から対応しておりますので、保護者の皆様のご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

また、今後の状況の変化に応じて、対応等を見直す場合があります。保護者向けメール配信サービスや本校の公式ホームページに最新情報を随時掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。

#### 1 今回の主な変更点（1月20日以降の対応との違い）

##### (1) マスクの着用

マスクは不織布マスクを推奨する。

##### (2) 学級閉鎖について

- ・感染者が確認された場合、ただちに学級閉鎖を行い、感染の広がりが考えられる場合には、学年閉鎖、全校全体での臨時休業等を行う。（速やかにオンライン授業に切り替える。）
- ・家庭内感染など、感染経路が学校外ということが明らかで、登校していない期間がある等、学校に影響がない場合などは除く。
- ・臨時休業の期間については、陽性者との最終接触日の翌日から4日程度（土日祝日を含む）を目安とする。（2月1日以降の目安）
- ・再開については、県教育委員会及び学校医と相談する。

##### (3) 授業について

各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」を行わない。

#### 2 日常的な生活について

##### (1) 毎朝の健康観察の実施

- ・毎朝、自宅で検温・健康状態の確認を行い、健康観察記録表（各月に1枚）に記録する。
- ・上記記録表に基づき、自らの健康状態に留意し、風邪症状（倦怠感、咽頭痛等）がある場合は、発熱等がなくても通学、外出を止める。また、同居の家族に風邪症状（倦怠感、咽頭痛等）がみられる場合も同様とする。このため、家族に症状がある場合は、上記記録表の備考欄に記入する。これらの欠席については、保護者からの届出（手続きは本校ホームページに掲載）により欠席扱いとならない。
- ・遅刻・欠席や上記の連絡については、これまでどおり保護者から生徒の登校前に連絡していただく。

##### (2) マスクの着用

- ・学校では通常マスクを着用する。
- ・学校教育活動においては、身体的距離が確保できない場合、向かい合って活動する場合等は、必ずマスクを着用する。活動中にマスクを外す際には、身体的距離を必ず確保する。
- ・暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応する。
- ・正しいマスクの着用と、咳エチケットを守る（食事前後の歓談時、更衣室でもマスクを着用する）。

##### (3) 教室の換気

- ・気候上可能な限り常時、授業中もエアコンの使用時も含めて、2方向の窓を同時に開けて換気を行う。
- ・休憩時間等は、エアコンの使用時を含めて、その都度窓を大きく開けて教室全体の換気を行う。

##### (4) 手洗い、手指の消毒の実施

- ・外から教室等に入る時やトイレの後、食事の前後等に流水と石けんで丁寧に手洗いたり、手指の消毒をしたりする。

#### (5)消毒の実施

- ・多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日1回以上消毒液を使用して消毒を行い、記録表に記入する。

#### (6)昼食時

- ・弁当等の飲食をする際には、向かい合わず個々に飲食し、身体的距離をできるだけ確保する。食事時の会話はせず、食事後に必ずマスクを着用してから会話をする。

#### (7)授業中の防寒対策について

- ・教室の換気が必要になるため、授業中も防寒着の着用・膝掛けの使用を認めるので、自身の体調等に依じて防寒対策を行う。

### 3 部活動について

#### (1)通常の活動

- ・概ね1ヶ月以内に公式な大会や演奏会等が控えている部以外については、活動を行わない。
- ・公式な大会や演奏会等が控えている部については、可能な限りの感染症対策を行った上で活動を認めるが、以下を遵守する。
- ・活動場所は、校内のみとする。
- ・活動時間を短縮したり、必要最小人数での活動とする。
- ・昼食時間を挟まないように設定する。
- ・なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空ける。
- ・密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、近距離でのかけ声や向かい合っただけの発声等は避けるとともに、練習前後の集合時はマスクを着用する。
- ・屋内での活動の場合は、冬季であることを踏まえ、換気の徹底に留意する。

#### (2)対外試合・合宿等

- ・練習試合については、県内であっても行わない。
- ・合宿や県外との交流（県外からの招聘も含む。）は、公式な大会や演奏会等が控えている場合でも十分な感染症対策が講じられている県内外の公式な大会や演奏会等のみ参加を認める。感染症対策には万全を期し、参加する場合は、直行・直帰することが望ましい。

#### (3)特に注意が必要な場面

##### ○飲食の場面

- ・活動時間内の休憩時や活動時間の前後において、生徒同士や教職員との飲食の場面で感染が疑われる事例が多数発生していることから、活動時間の工夫等により、飲食の場面を作らないようにする。水分補給等の場合は、会話を控えるなどの工夫をする。

##### ○更衣の場面

- ・部室での会話（密閉空間における近距離での会話）により、濃厚接触者に特定された事例もあることから、部室や更衣室等を利用する際にも必ずマスクを着用し、外す場合は会話をしない。また、短時間の利用とし一斉に利用することは避ける。

##### ○帰宅途中の飲食場面

- ・部活動終了後の帰宅途中にコンビニエンスストア等に立ち寄り、集団で飲食する場面も見られることから、校外においても、(1)及び(2)の対応を踏まえ、十分に注意する。

#### (4)マスクの着用

- ・運動時は、身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際には、十分な呼吸ができなくなるリスクなどの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染対策を講じた上で、マスクを外す。
- ・用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用する。

### 4 1～3の対策について、生徒は家庭でも地域でも必要な行動をする。

- ・帰宅途中にコンビニエンスストア等に立ち寄り、集団で飲食することや、放課後や休日に友人宅や店舗等で、長時間、大人数で飲食を行わない等。

### 5 PCR検査を受ける場合について

- ・医療機関受診によりPCR検査を受ける場合とその結果について、保護者から速やかに学校に連絡していただく。学校に連絡がつかない場合は、学校の緊急携帯番号に連絡していただく。

### 6 再度の臨時休業等の緊急事態発生時について

- ・速やかに保護者向けメール配信サービス等を活用して連絡する。
- ・休業中の対策についてはG Workspaceの各クラスのClassroomやホームページ等を通じて連絡する。臨時休業等の場合は、オンライン授業（同時双方向、オンデマンド、課題提示・解説等の組合せ）に切り替える。（1年生、2年生については、令和4年1月20日「新型コロナウイルス感染の発生に伴う臨時休業等の際のオンライン授業への切り替えについて」（本校ホームページに掲載）を確認ください。）

## 7 その他

- ・新型コロナウイルス感染症には、誰でもかかる可能性があります。感染した本人を責めることはできません。偏見や差別につながる行為は断じて許されないものであるだけでなく、感染症拡大にもつながってしまいます。
- ・生徒は、長期化する新型コロナウイルス感染症への不安に加え、学習活動や部活動・学校行事、日常生活での制限等により、想像以上に不安や悩みを抱えたり、心が不安定になったりしていることが考えられます。学校でも十分注意しますが、ご家庭でもお子様の様子にご注意いただき、少しでも気になる点がございましたら、学校へのご連絡をお願いいたします。
- ・ご不明な点や心配なことがありましたら、遠慮なく学校にご連絡ください。  
学校（086-272-1271）  
夜間・休日等学校の電話が留守番電話の時、特に緊急を要する場合の連絡先  
[学校の緊急携帯番号]（これまでに連絡している電話番号）
- ・「24時間子供 SOS ダイアル」0120-0-78310

## 県民の皆様へ

- ・岡山県から県民の皆様へのメッセージです  
(岡山県新型コロナウイルス感染症 まん延防止等重点措置 令和4年1月27日～2月20日)。

## 県民の皆様へ

### 〔特措法第31条の6第2項に基づくもの〕

- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと

### 〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 4つの「岡山ルール」及び「マスクコード」の遵守
- 「新しい生活様式」の実践の徹底
- 外出する必要がある場合にも、混雑した場所や感染リスクが高い場所や時間を避けて行動すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用を自粛すること
- 路上、公園等における集団での飲酒、地域で集まって行う会食やカラオケなど、感染リスクが高い行動は行わないこと
- 発熱等の症状がなく、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる県内在住者は、無料検査を受検すること

### 〔法に基づかない働きかけ〕

- ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ高い有効性が認められているため、ワクチンの接種を受けること



© 岡山県「ももち」

## 岡山県 まん延防止等重点措置期間 4つの「岡山ルール」



© 岡山県「うらっち」

★会食は **4** 人以下2時間以内で、家族や毎日顔を合わせている人たちと

★ **3** 密は一つの密でも避けて、手洗い、換気を徹底

★不要不急の都道府県間の移動、特に感染拡大地域との往来は極力控え、

※ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査による緩和措置は適用しない

移動前後 **2** 週間は体調管理に気を付けて

★ワクチン接種後も **1** 枚のマスクがあなたとあなたの大切な人を守る

みんなで守って感染リスクを **0** に近づけよう！

※感染拡大地域：緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域

### 思いやりのルール「マスクコード」

～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、  
医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～



#### ○不織布マスクを正しく着用

不織布マスクを顔にすき間なくフィットさせ、しっかり着用を  
布やウレタンより不織布の方が感染予防効果等が高いことが示されています

#### ○話すときは「マスク会話」

休憩時間などは、つい気が緩みがちなので特に注意を

**ケース①** マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

#### ○食事のときも話をするなら必ずマスク

会話するときは必ずマスク着用を

飲食するときは黙食の徹底を

**ケース②** 子どもが県外から帰省し、親族で集まり会食をして全員感染